

## 会議録

- 1 会議名 令和7年度第1回北九州市精神保健福祉審議会
- 2 会議種別 付属機関
- 3 議題  
【報告①】北九州市精神保健福祉行政の現況  
【報告②】「北九州市自殺対策計画の評価・見直し（第4回）」および  
計画期間の延長について  
【報告③】本市における入院者訪問支援事業の今後の予定について
- 4 開催日時 令和7年7月24日（木）19：00～20：15
- 5 開催方法 集合開催（オンライン併用）
- 6 開催場所 北九州市役所 3階 大集会室  
(北九州市小倉北区城内1番1号)
- 7 出席者  
(1) 委員（敬称略、順不同）  
山浦 敏宏、長森 健、藤岡 淳子、磯村 周一、佐藤 みづほ、佐藤 真子、  
村田 典子（オンライン）、中川 美幸（オンライン）、深谷 裕、植竹 克典、  
森川 久美子、田原 恭子、岩永 慶子、米澤 香一郎  
(2) 事務局  
【保健福祉局障害福祉部】  
障害福祉部長 坂元 光男  
精神保健・地域移行推進課 課長 福田 ルミ  
精神保健・地域移行推進課 事業調整係長 猪上 徳子  
精神保健・地域移行推進課 精神保健係長 森下 義史  
【保健福祉局保健所】  
精神保健福祉センター 所長 小松 未央  
精神保健福祉センター いのちとこころの支援係長 麦島 香織
- 8 会議経過（発言内容）  
■ 報告①の説明  
【事務局】  
(北九州市の障害のある人の状況)  
・身体障害者手帳交付数は減少傾向、療育手帳交付数と精神障害者保健福祉手帳交付数は増加し、精神障害者保健福祉手帳は、前年と比較して744件増加。  
(精神障害者保健福祉手帳の交付状況)  
・令和6年度は、前年度より1級が12名、2級が505名、3級が227名増加。  
(精神障害者の入院及び通院の状況)  
・入院患者数は減少傾向、通院患者数（公費による通院）は年々増加傾向。

(精神科救急通報及び措置入院に対する対応数)

- ・令和6年度の全通報数は187件で、102件が警察官通報（法第23条）。
- ・102件のうち、39件で措置診察を実施し、33件が措置該当で措置入院。
- ・102件のうち、平日日中が46件、夜間・休日が56件。

(精神科病院の実地指導の結果)

- ・毎年、市内18病院の実地指導を実施。
- ・令和6年度の指摘事項は、文書指導が7件、口頭指導が15件。

(精神科病院における虐待通報に対する対応)

- ・令和6年度の法改正により、精神科病院における虐待通報が義務化し、北九州市でも令和6年4月から虐待通報窓口を開設。
- ・令和6年度末時点で、虐待発見者からの通報が6件、被虐待者からの通報が22件。調査の結果、虐待でないと判断した件数が26件、調査中が2件で、虐待認定は0件。
- ・通報があった場合、必要に応じて通報者・病院からの聞き取りや報告書の提出を求めている。
- ・聞き取りや報告書の提出を受けて、部内での会議を実施し、虐待が疑わしい場合は立入検査等による事実確認を実施。
- ・必要に応じて外部専門家を招集し、虐待事実の判断及び対応方針を決定している。
- ・虐待の事実を認定した場合、精神科病院へ改善計画書の提出、又は必要な措置を探ることを求める。
- ・改善計画書の提出や必要な措置等の命令に従わない場合は、その旨を公表し、入院医療の制限等の必要な措置を行うことがある。

(北九州市精神医療審査会の審査状況)

- ・退院請求がここ数年で最も多く56件、処遇改善請求が前年度より4件減少し7件、退院及び処遇改善請求は12件であった。

(各区窓口における相談支援状況)

- ・訪問等での相談件数が5,335件、電話での相談件数が9,327件で、合計14,662件の相談に対応。

(精神障害者公費負担医療の状況)

- ・令和6年度の措置入院医療費は、前年度比1.47倍の50,288千円、精神通院医療費は、3,306,627千円で年々増加。

(夜間・休日精神医療相談事業相談実績)

- ・令和6年度の相談件数は、年間1,900件で、約9割が本人からの相談、相談結果の7割以上が「傾聴・不安の解消」。
- ・相談は夜間帯で増加している。

(措置入院者の退院後支援の状況)

- ・令和6年度の対象者数は56名で、同意の得られた42名に支援計画を作成。
- ・不同意の14名についても、法第47条に基づき、一般的な相談支援を実施。
- ・退院前の会議は必ず実施し、本庁と各区役所の相談員が面談を実施して、治療の振り返りや今後の生活について本人と話をする機会を持っている。

■ 報告①の質疑

【委員】

虐待通報で、従事者からの通報や病院としての通報に対して調査やケース会議をしたのか。病院からの自己申告による通報であれば虐待として認定しないのか。

**【事務局】**

病院としての通報は、特定の病院からよくある。病院から提出された報告書の内容を見ると、患者様の病状の関係での通報が多いのが現状で、それを虐待として認定はしていない。

**【委員】**

調査中の案件については、ケース会議を開く等の進捗があるということか。

**【事務局】**

ケース会議を開き、弁護士にも相談している。

**【委員】**

虐待は、すばやく対応していくものという認識があるが、どうか。

**【事務局】**

早く結論を出さないといけないのもあるが、確たる証拠がないと認定は難しいという状況もあり、調査中になっている。

**【委員】**

虐待を受けたのではないかと思われる人が、同じ病院で入院継続している状況はいかがなものか。

**【事務局】**

精神科病院の患者様にいろいろ聞き取りをする場合、病状や体調を考慮しながらしないといけない等、いろいろな事情で時間がかかっている。先延ばしにしているといったことではなく、進んできてはいるというところでご理解いただきたい。

**【委員】**

証拠が取れないのであれば、取れないのを前提に何らかの判断が必要ではないか。虐待の疑いが解消されないのであれば、その疑いがあるという前提で支援を行ったり、改善を求めたりすべきと思うが、現時点で権利侵害の状態は続いているのか。

**【事務局】**

それは確実にないということをこの場で言うのは難しいが、病院側の対応は随分変わってきたている。

**【委員】**

通報内容は公表しないのか。

**【事務局】**

虐待認定をした場合、認定について公表することは考えているが、病院名等については公表しない。

**【委員】**

虐待の基準が分からない。自分の子が入院中、病院で隔離室が新しく作られていたが、患者は、何かあればそこに閉じ込められると恐ろしく感じると思う。そういう部屋が病院にあること自体、目に見えること自体が怖いので、虐待の基準を知りたい。

### 【事務局】

殴られて痣があるというのであれば分かりやすいが、例えば、入院患者が入ってはいけない部屋に入ろうとした場合に大声で制したことが虐待になるのか等、基準が難しい。当課としては、通報があった場合、課長や部長、ケースによっては弁護士も入れて、虐待かどうかをケースごとに判断している。

### 【委員】

心理的虐待の解釈について厚労省が指針を出しており、具体例として、侮辱的な発言をする、子ども扱いをする、脅す等が挙げられている。その具体例と比較し、虐待かどうかの判断を行政ですべきだと思う。

## ■ 報告②の説明

### 【事務局】

#### (北九州市自殺対策計画)

- ・計画は平成29年5月に策定し、期間は令和8年度まで10年間。
- ・現在の目標は、計画策定時の平成27年の自殺死亡率19.04人から、令和8年までに30%以上減少の13.33人以下としている。
- ・また、悩みやストレスなどを誰かに相談したり、助けを求めたりすることが恥ずかしいと思う方の割合を、平成27年の15.1%から令和8年までに20%以上減少の12.08%としている。

#### (評価・見直しの考え方)

- ・2年ごとに評価を行い、自殺対策基本法または自殺総合対策大綱の見直し等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを実施（今回4回目）。
- ・評価・見直しは、北九州市自殺対策連絡会議で協議。

#### (自殺の状況)

- ・全国では、平成22年以降減少傾向で、令和2年に増加して以降は横這い傾向。
- ・北九州市も全国同様、概ね減少傾向で、令和2年以降は増加傾向。

#### (評価・見直し)

- ・数値目標と指標は変更せず、目標に向けて対応していく。
- ・指標は5年に1回実施の、こころの健康に関する実態調査において確認。
- ・現在実施している取り組みを着実に継続していくとともに、新たな取り組みとして、若年層に対しては、北九州市こども・若者のいのちを守る対応チームの設置や、同世代ゲートキーパーの養成研修の実施などを追加。
- ・評価・見直しは、9月に成案として公表予定。

#### (計画の期間延長)

- ・自殺対策基本法において、市町村自殺対策計画は、国の自殺総合対策大綱等を勘案して定めるものとされており、この大綱の次期改訂が令和9年度となる見込みであるため、1年延長する。

## ■ 報告②の質疑

### 【委員】

性被害に遭った子どもが、児童養護施設で自殺未遂を起こす等して初めて精神科を受診されるケースが多くあり、母子寮でも子どもが母親から放置されるという状況が起きているため、心理士等の専門職を配置してほしい。

## 【事務局】

児童養護施設への心理士等の専門職の配置については、子ども家庭局の所管になる。ご意見については、所管部局にお伝えする。

## ■ 報告③の説明

### 【事務局】

(入院者訪問支援事業)

- ・本市では令和8年度に開始予定。
- ・訪問支援員の派遣調整等を行う事務局は外部委託予定（委託先未定）。
- ・福岡県、福岡市との共同委託の予定。
- ・対象は、市長同意による医療保護入院者。
- ・市内18の精神科病院に対して実施したアンケート調査で、受け入れ可能と回答いただいた病院と当課、委託先との打ち合わせ後に開始予定。

## ■ 報告③の質疑

### 【委員】

市長同意による医療保護入院者はどれぐらいいるのか。

### 【事務局】

令和6年度で、年間100件弱である。

### 【委員】

訪問支援員の養成研修はどういう方を対象に行うのか。

### 【事務局】

まずは精神保健福祉士等の資格を持った方としている。今後、資格を持っていない方に対象を広げること等についても検討していく。

### 【委員】

専門職とピアサポーター（当事者等）がペアで訪問することでの効果があるという話も出ているが、どうか。

### 【事務局】

家族やピアサポーターとの協力は必要になると思うので、そういう仕組みづくりを福岡県と協議しているところである。今後、どういう形で進めていくかということも含め、意見を伺いながら協議していきたい。

### 【委員】

事業の対象者が市長同意による入院者に限られているが、家族がいても関わりがないような場合もあると思うので、家族同意による入院者であっても、対象にしていただけたらより良いと思う。